第三十五条の五の表に次のように加える。

第七十一条第一項	病院等	病院又は診療所
	保険医療機関又は保険薬局	保険医療機関
	居宅サービス（病院又は診療所にあっては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあっては居宅療養管理指導	地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
	第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項	第七十八条の十
第七十一条第二項	前項	第七十八条の十二において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
	病院等	病院又は診療所
	保険医療機関又は保険薬局	保険医療機関
第七十二条第一項	居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類	地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文
第七十二条第二項	前項	第七十八条の十二において準用する前項
	指定居宅サービス事業者	指定地域密着型サービス事業者
	第四十一条第一項本文	第四十二条の二第一項本文

第三十五条の五を第三十五条の六とし、同条の次に次の四条を加える。

（公募指定に関する読替え）

第三十五条の七　法第七十八条の十三第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の十三第三項	当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所	当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域又は当該市町村長指定区域となる区域又は随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる日の前日まで
	当該市町村長指定期間の開始の際	当該拡張又は追加の効力が生ずる際

第三十五条の八　法第七十八条の十四第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条の二第四項	第一項の申請があった場合において、第四十二条の二第一項本文の指定を申請者が当該申請	当該公募指定に係る応募が当該応募に係る応募者を選考応募者が当該応募
第七十八条の二第二項	第四十二条の二第一項本文の指定	公募指定
	読み替えられる字句	読み替える字句
	申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）	応募者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定
	申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）	応募者と密接な関係を有する者
	第五号までを除く。）の規定により指定を	第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を
	第五号までを除く。）の規定による	第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による
	第七十八条の五第二項	第七十八条の五第二項（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）